

# 石川県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱

## 第1条（目的）

- 1 この要綱は、石川県肝炎医療コーディネーターを養成し、県民への肝炎医療に関する普及啓発、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。）やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、地域において、肝炎患者等が直面する諸課題に対応できる人材の育成、確保を図ることを目的とする。

## 第2条（基本的な役割）

- 1 石川県肝炎医療コーディネーターは、第5条第1項の規定による認定を受けて、肝炎患者等が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他の地域や職域の関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者等の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるよう、それぞれの立場で支援することを基本的な役割とする。
- 2 石川県肝炎医療コーディネーターは、前項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し、補完し合うものとする。

## 第3条（配置）

- 1 県は、石川県肝炎医療コーディネーターを、県内の肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関、日本肝臓学会肝臓専門医が勤務する医療機関並びに県保健福祉センター、金沢市保健所及び市町の肝炎対策担当部署、その他必要に応じて配置するものとする。
- 2 県は、県内の全ての肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関並びに県保健福祉センター、金沢市保健所及び市町の肝炎対策担当部署に石川県肝炎医療コーディネーターが配置されるように、これらの機関の協力を得て、第5条及び第6条の規定による石川県肝炎医療コーディネーターの認定及び登録を行うものとする。

## 第4条（活動内容）

- 1 石川県肝炎医療コーディネーターの主な活動内容は、それぞれ次に掲げるとおりとする。
  - (1) 肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関、日本肝臓学会肝臓専門

- 医が勤務する医療機関、その他の医療機関及び検診機関
- ア 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言
  - イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
  - ウ 市民公開講座、肝臓病教室、患者サロン等への参加
  - エ アからウまでのほか、第2条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- (2) 県保健福祉センター、金沢市保健所及び市町の肝炎対策担当部署
- ア 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発
  - イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
  - ウ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨
  - エ アからウまでのほか、第2条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- (3) 民間企業、医療保険者等の職域機関
- ア 事業主、人事管理部門、従業員の普及啓発
  - イ 職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検案内
  - ウ 肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境の整備
  - エ アからウまでのほか、第2条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- (4) (1) から (3) までの機関以外の機関
- ア 肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための住民等の普及啓発
  - イ アのほか、第2条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

## 第5条（認定）

- 1 県は、次に掲げる要件を全て満たす者を石川県肝炎医療コーディネーターとして認定するものとする。ただし、災害または感染症の流行その他やむを得ない事由がある場合には、県は、養成研修に代えて資料の配布を行い、理解度の確認を行ったうえで修了証を交付することで、(2)の要件を満たしたものとみなすことができる。
- (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の保健医療福祉関係者、保健師等の保健所又は市町等で肝炎対策を担当する者、産業医等の企業又は団体に健康管理を担当する者、患者会会員等
  - (2) 県が実施又は指定する養成研修を受講し、修了証の交付を受けた者
  - (3) 第2条に掲げる役割を担う意欲を有する者
- 2 前項に規定する養成研修の内容は、主に次に掲げるとおりとする。

- (1) 石川県肝炎医療コーディネーターに期待される役割、心構え
- (2) 肝疾患の基本的な知識
- (3) 肝炎患者等に係る支援制度
- (4) 県の肝炎対策
- (5) 地域の肝疾患診療連携体制
- (6) その他必要な事項

## 第6条（登録）

- 1 県は、前条第1項の規定により石川県肝炎医療コーディネーターの認定を行ったときは、石川県肝炎医療コーディネーター名簿に登録を行い、必要に応じて認定バッジを交付する。
- 2 県又は石川県肝疾患相談センターは、名簿に登録された、石川県肝炎医療コーディネーターの配置機関に対し、毎年、その所属状況の報告を求め、その登録内容を見直すものとする。
- 3 県は、石川県肝炎医療コーディネーターが次のいずれかに該当すると認められたときは、前条第1項の規定による認定を取り消し、第1項に規定する名簿から登録を抹消する。この場合において、認定を取り消された者は、第1項に規定する認定バッジを返納しなければならない。
  - (1) 石川県肝炎医療コーディネーターの配置機関の所属から外れたとき
  - (2) 疾病その他の理由により石川県肝炎医療コーディネーターとして活動することが困難になったとき
  - (3) 本人から認定取消の申し出があったとき
  - (4) 石川県肝炎医療コーディネーターの身分を私的な利益、営業目的のために用いるなど、石川県肝炎医療コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき
- 4 県は、第1項に規定する名簿への登録情報を石川県肝炎医療コーディネーターの配置機関へ通知するとともに、石川県肝疾患相談センターへ提供するものとする。

## 第7条（活動支援）

- 1 県及び石川県肝疾患診療連携拠点病院（石川県肝疾患相談センター）は、研修会又は情報交換会の開催、情報提供等を実施し、石川県肝炎医療コーディネーターの継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図り、その活動を支援するものとする。
- 2 石川県肝炎医療コーディネーターは、前項による研修会又は情報交換会やその他肝疾患に関する研修会へ参加するよう努めるものとする。

## 第8条（周知）

- 1 県は、石川県肝炎医療コーディネーターの配置機関の一覧を作成し、それを公表するものとする。
- 2 県及び石川県肝疾患相談センターは、肝炎医療コーディネーターの活動内容等について、周知を図るものとする。

## 第9条（守秘義務）

- 1 石川県肝炎医療コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。第6条第3項の規定により認定を取り消された後も同様とする。

## 第10条（その他）

- 1 この要綱に定めるもののほか、石川県肝炎医療コーディネーターについて必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年5月14日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和5年3月6日から施行する。